

学びに、遊びや体験を。

生涯を通じた学びを保障する

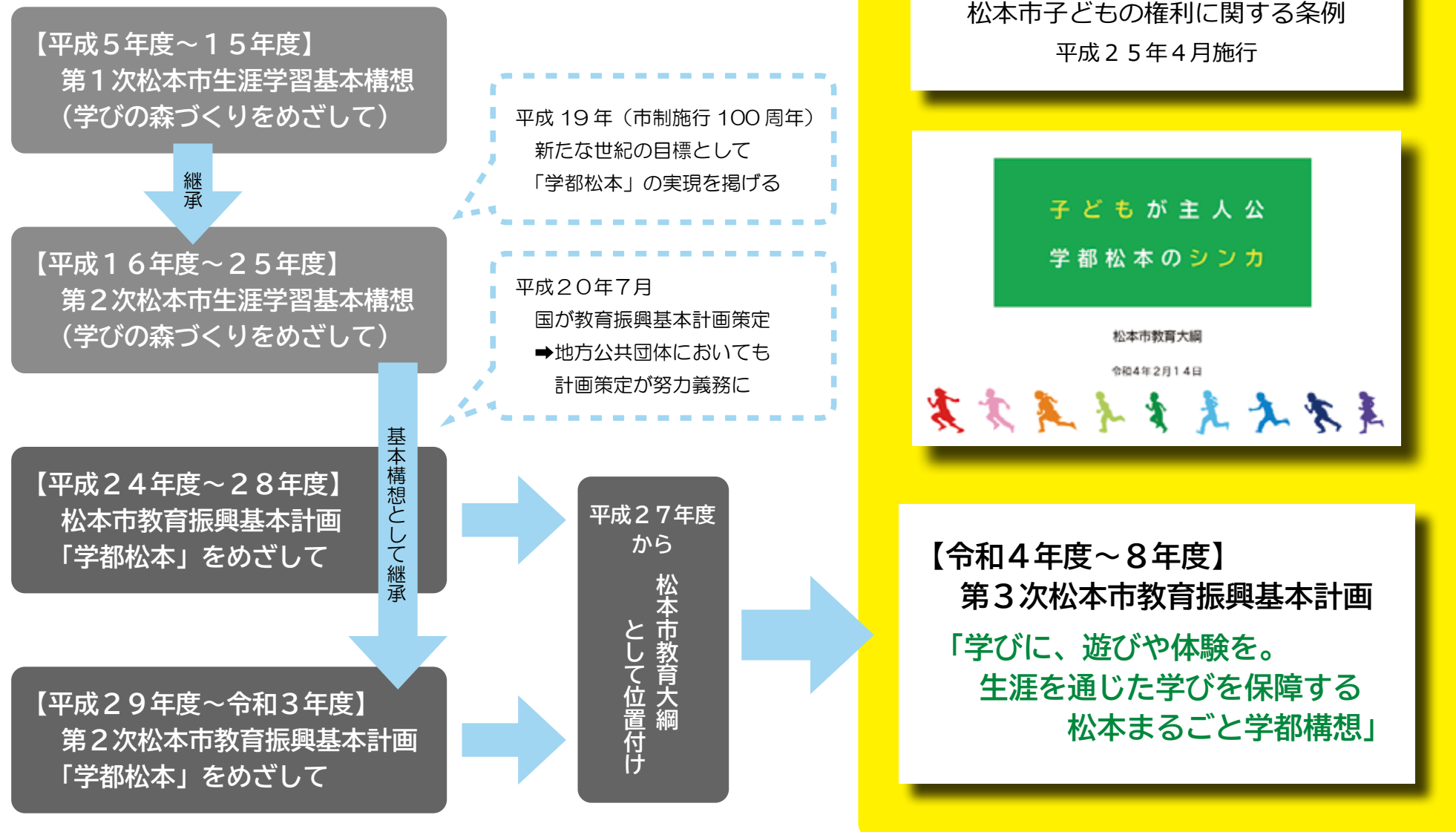
松本まるごと学都構想

第3次松本市教育振興基本計画 【概要版】

令和4年6月 松本市・松本市教育委員会

第1章 教育振興基本計画とは

1 松本市における教育の計画策定などこれまでの経過



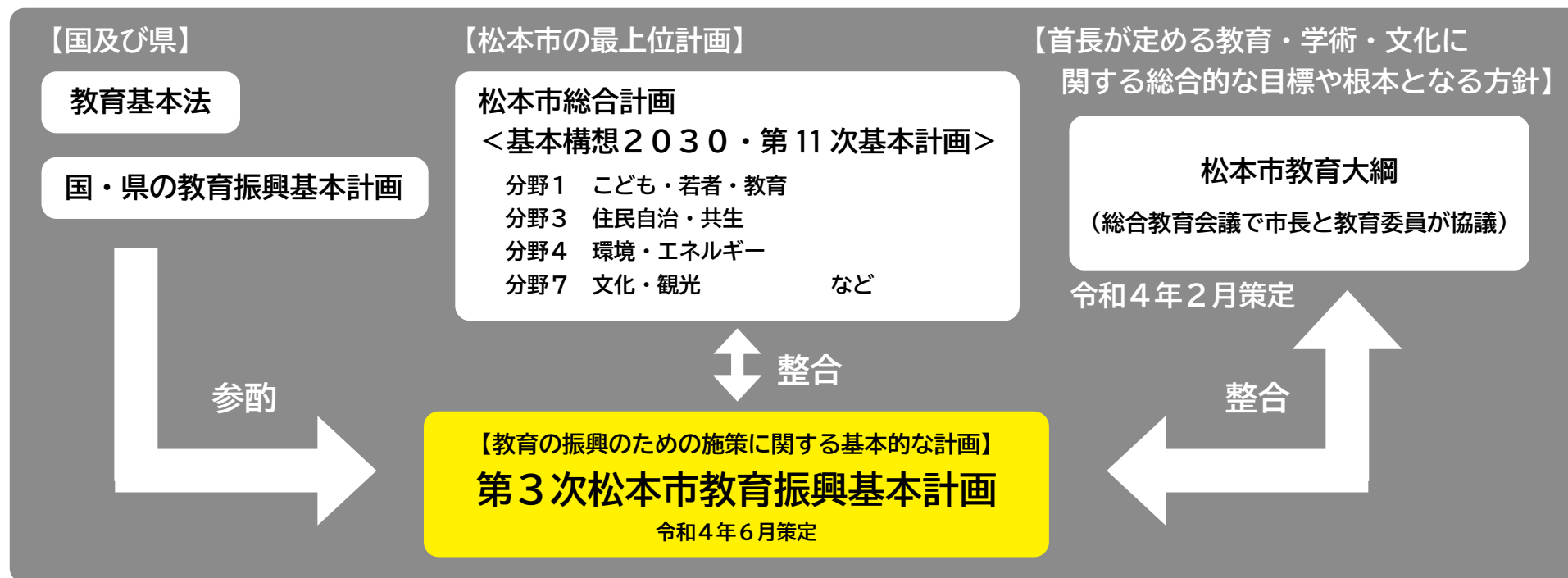
2 教育振興基本計画とは

地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

3 第3次計画の位置付け

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針として、令和4年2月に市長が新たに教育大綱を定めました。

第2次計画の策定から5年が経過し、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する状況の中、市民アンケート等を基に、市長が定めた教育大綱と整合を図り、これからの松本市の教育の目指す姿を見据え、新たに第3次の教育振興基本計画を策定しました。



4 第3次計画の期間

第3次の計画期間は、2022年（令和4年）から2026年（令和8年）までの5年間とします。

第2章 松本市教育大綱「子どもが主人公 学都松本のシンカ」(抜粋)

子どもが主人公 学都松本のシンカ

松本市教育大綱

令和4年2月14日



学都松本の主人公は 子ども です

すべての子どもは、かけがえのない存在です。

すべての子どもは、自ら学び、成長していく力を持っています。
すべての子どもは、生まれ育った環境などに左右されることなく、
学びの機会が保障されなければなりません。

すべての子どもが、健やかに成長していく。
すべての子どもが、自由に自分を表現していく。
すべての子どもが、身近な大人の支援を受けることができる。
そして、すべての子どもの違いが、「自分らしさ」として認められていく。

学都松本は、

「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

1

学都松本 の シンカ

子どもは、さまざまな経験を通じて、日々成長していきます。

大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、
健やかな育ちと豊かな学びを支えています。

そして、子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、
自分らしく生きていくことを叶えています。

松本市は、

「子どもを主人公とし、
その学びを地域社会全体で支えること」

を学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、

「学都松本のシンカ」に挑んでいます。

2

第3章 第3次教育振興基本計画の策定にあたって

1 第2次計画から第3次計画へ

第2次計画では、学都松本の実現を目標に掲げた第1次計画の基本構想を踏襲し、「学都松本」としてめざすまちの姿として、「学び続けるまち」、「共に学ぶまち」、「次代に引き継ぐまち」を掲げてきました。

第3次計画では、学習指導要領の改訂とともに、下記のアンケート結果を踏まえて、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本的理念とし、子どもを主人公に据えた計画を推進していきます。

2 松本市の教育に関するアンケート調査の結果

(1) アンケート調査の目的

第3次計画策定の基礎資料として、教育に関する市民の意見を把握するために実施

(2) 調査対象

ア 児童生徒：小学校3、6年生 中学校3年生

イ 保護者：アの保護者、保育園・幼稚園・認定こども園の保護者

ウ 教職員等：アイの小中学校、園、高等学校の教職員

エ 一般：18歳以上の市民から1,500名を無作為抽出

(3) 調査期間 令和2年10月30日～11月30日

(4) 配布数、有効回答数、回収率

配布数 5,919通

有効回答数 4,040通（68.3%）

(5) アンケート結果から見てきた課題等の考察

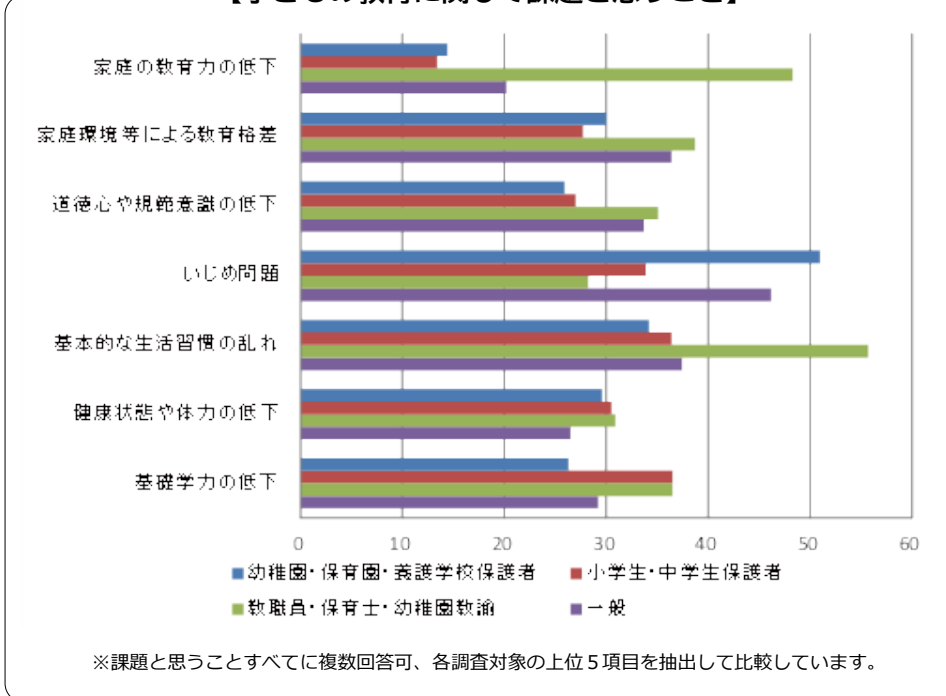
調査対象ごとの結果を比較したり、関係性が推測される設問についてクロス集計を行うなど、現在における教育の課題についての考察を行いました。

アンケート全結果は、巻末の資料リンクからご覧いただけます。

ア 子どもの教育に関する課題

教職員は「基本的な生活習慣の乱れ」や「家庭の教育力の低下」、保護者や一般は「いじめ問題」を課題と捉えています。教育に関する課題については家庭、学校、地域が共通の理解のもとで連携して取り組む必要があります。

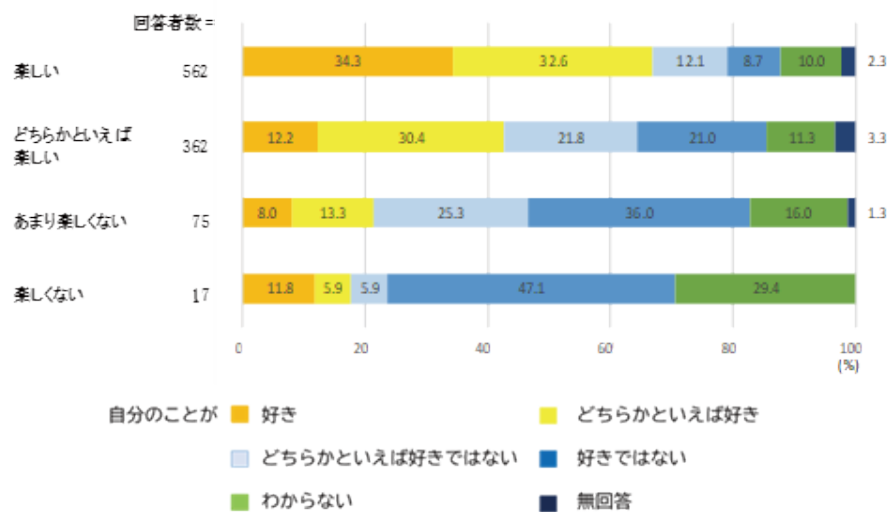
【子どもの教育に関して課題と思うこと】



イ 「学校が楽しいと感じること」と「自己肯定感」の関係

学校が楽しいと答えた子ほど、自分のことが好きと感じる割合が高くなっています。子どもが学校を楽しいと感じることは、自己肯定感を育むことに良好な影響を与えていることが推測できます。

【学校が楽しい】×【自分のことが好き】

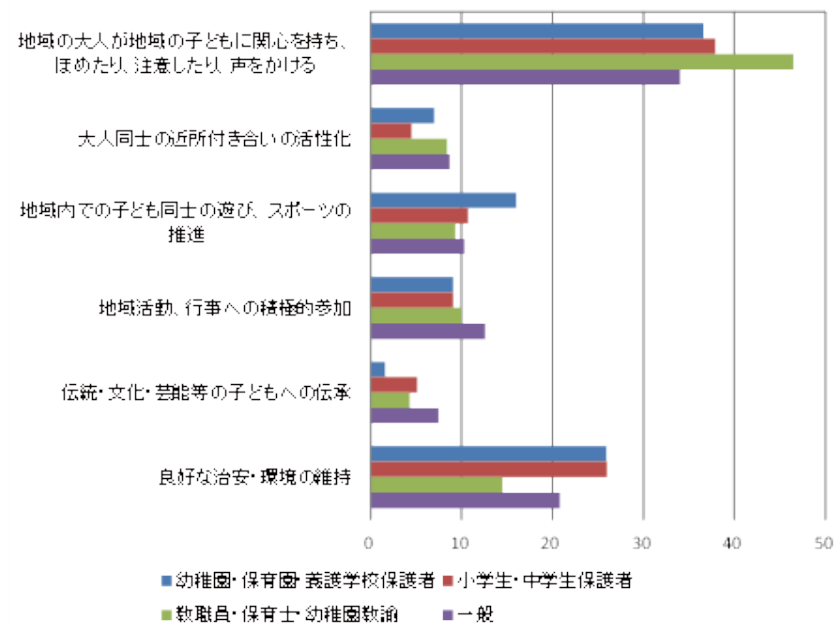


※「学校が楽しいと感じるか」という問いについて、「自分のことが好きと感じるか」という問いの回答別の割合を示しています。

ウ 地域で子どもを育てるために必要な取組み

子どもの育ちは、子育て家庭だけでなく地域社会全体で支えていくことが必要です。地域で子どもを育てるために必要な取組みの中で、地域の大人が地域の子どもの関心を持ちながら関わる必要となる取組みであるとする回答が一番多い結果となりました。

【地域で子どもを育てるために必要な取組み】



※必要な取組みでもっともあてはまるもの1つに回答、特になし、その他、無回答は除いています。

3 第3次計画の策定経過

日付	会議等	内容
R2. 10. 30 ～11. 30	教育に関するアンケート実施	策定の基礎資料として、児童生徒、保護者、教職員、一般を対象に実施
12. 24	第1回庁内調整会議幹事会	第2次計画の評価・検証、第3次計画の策定方法について協議
R3. 2. 22	第1回策定委員会	アンケート結果報告、第3次計画の策定方法について協議
3. 18	教育委員研究会	アンケート結果報告
29	第2回策定委員会	第2次計画の振り返り、第3次計画の策定に向けた課題を協議
4. 28	第3回策定委員会	第2次計画の振り返り、第3次計画の策定に向けた課題を協議
5. 6	教育委員研究会	教育大綱及び第3次計画の策定について協議
20	第2回定例教育委員会	アンケート結果報告
6. 17	教育委員研究会	アンケート結果及び課題を検証
21	第4回策定委員会	教育大綱策定に係る市長との意見交換
28	教育委員研究会	アンケート結果及び課題を検証
7. 21	第5回策定委員会	大綱と計画との整合性、計画の柱について協議
9. 1	第6回策定委員会	第3次計画の体系図の構成を協議
10. 7	第7回策定委員会	体系図の分野、方針を協議

日付	会議等	内容
11. 5	第8回策定委員会	体系図の分野、方針を協議
12. 23	第9回定例教育委員会	計画策定の進捗状況を報告
R4. 1. 17	第9回策定委員会	方針ごとの「現状と課題」、「施策の方向性」、「主要事業」を協議
27	第10回定例教育委員会	計画案を協議
2. 1	庁議	計画案を協議
3. 10	市議会経済文教委員協議会	計画案を協議
3. 11 ～4. 10	パブリックコメント実施	提出意見 79件
3. 23	第10回策定委員会	市議会意見・パブリックコメント意見を報告、対応案を協議
5. 12	教育委員研究会	計画策定の進捗状況を報告
18	第2回定例教育委員会	計画案を協議
30	庁議	計画策定（パブリックコメント結果）を報告
6. 17	市議会経済文教委員協議会	計画策定（パブリックコメント結果）を報告

4 松本市教育振興基本計画の基本的理念 ～子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本～

生きることは学ぶこと。学ぶことは生きること。

自分らしく生きるために欠かすことのできない学び。

そのためには、一人ひとりのいのちの尊厳が守られなければなりません。

すべての人が互いを認め合い、自分らしく生きていく、その権利を保障していく。

すべての人がさまざまな経験を積み重ね、自分らしい学びを深めていく、その機会を保障していく。

松本市は「子どもの権利に関する条例」を制定し、「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。

子どもにやさしいまちは、すべての市民にとっても、魅力あるまちとなります。

大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いや気持ちを受け止め、健やかな育ちと豊かな学びを支えていく。

子どもも大人も、生涯を通じて学び続け、ともに成長し、自分らしく生きていく。

松本市は、「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を実現していきます。

【コラム】 学びの前提となる「人権保障」

下の図は、教育振興基本計画策定委員会で議論した「人権保障」のイメージです。

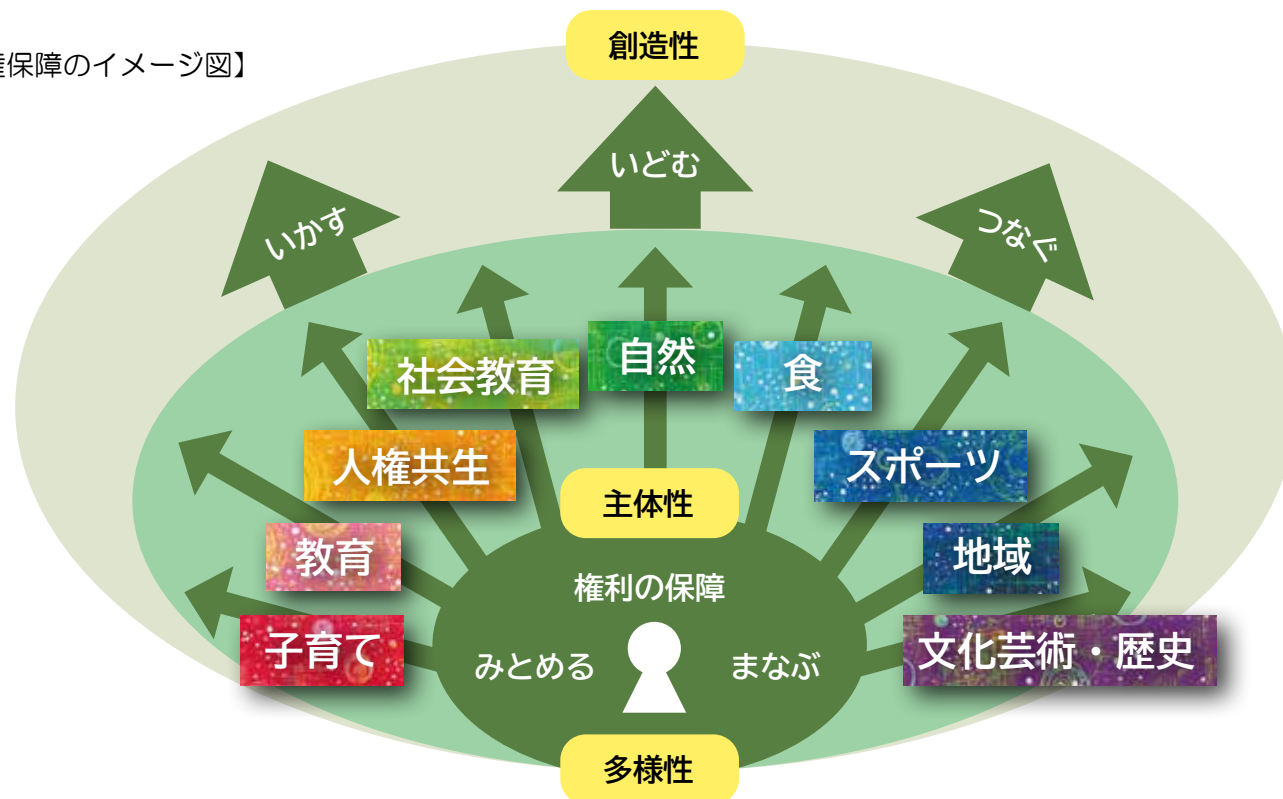
すべての人が自分らしく生きる権利が保障されることで、互いを認め合い、尊重し合うことができます（多様性）。

そして、主体的に取り組んだ経験を積み重ねることで（主体性）、

自らの視野が広がり、生きる力が満たされ、その学びは、創造的な価値を生み出す原動力となります（創造性）。

策定委員会では、このような視点を共有し、各分野の議論を進めていきました。

【学びと人権保障のイメージ図】



5 第3次計画の特徴

(1) 組織を横断する複合的な体系

第3次計画では、組織横断的な視点をもって各種事業を推進することを大切にしていきます。そこで、複数の担当課が一つの事業を連携・協働して推進する姿勢を複合的な体系図として示すこととしました。

(2) 遊びや体験の重視

私たちは、学びを支える「楽しさ」を奪い、子どもにとっての豊かな学びの可能性を狭めてこなかったでしょうか。

学びを動かしていく原動力には、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心があります。

夢中になって遊ぶこと（遊育）。

他者との関わりのなかで心を動かされること（情動）。

こうした経験の積み重ねが、学びに対する意欲を喚起し、多様性・創造性・主体性を育む資質や能力の育成につながっていくものと考えます。

そこで、第3次計画では、教育にかかわるすべての事業を、「遊び」や「体験」の要素を意識して推進していくこととしました。

(3) 地域で「生涯を通じた学び」を支える

松本の地域全体で、子どもも大人も生涯を通じて学び続けていくことを支えていきます。

【コラム】 遊びとは

「遊び」という言葉には、さまざまな思いが込められています。

山や川、畑や田んぼなど、雄大な自然に囲まれながら遊ぶこと。
鬼ごっこや運動など、ルールを決めて体を動かして遊ぶこと。
おもちゃやゲームなど、道具を使いながら工夫して遊ぶこと。
ワクワクした気持ちで好きなことに向き合い、心を満たすこと。
「遊びどころ」を持って、日々を生きること。

第3次計画の重視する視点の「遊び」には、行政が従来の考え方に捉われることなく、柔軟に対応していくことへの期待も込められています。

6 第3次計画のキャッチフレーズ

第3次松本市教育振興基本計画では、
次の構想を具体化するための施策を推進していきます。

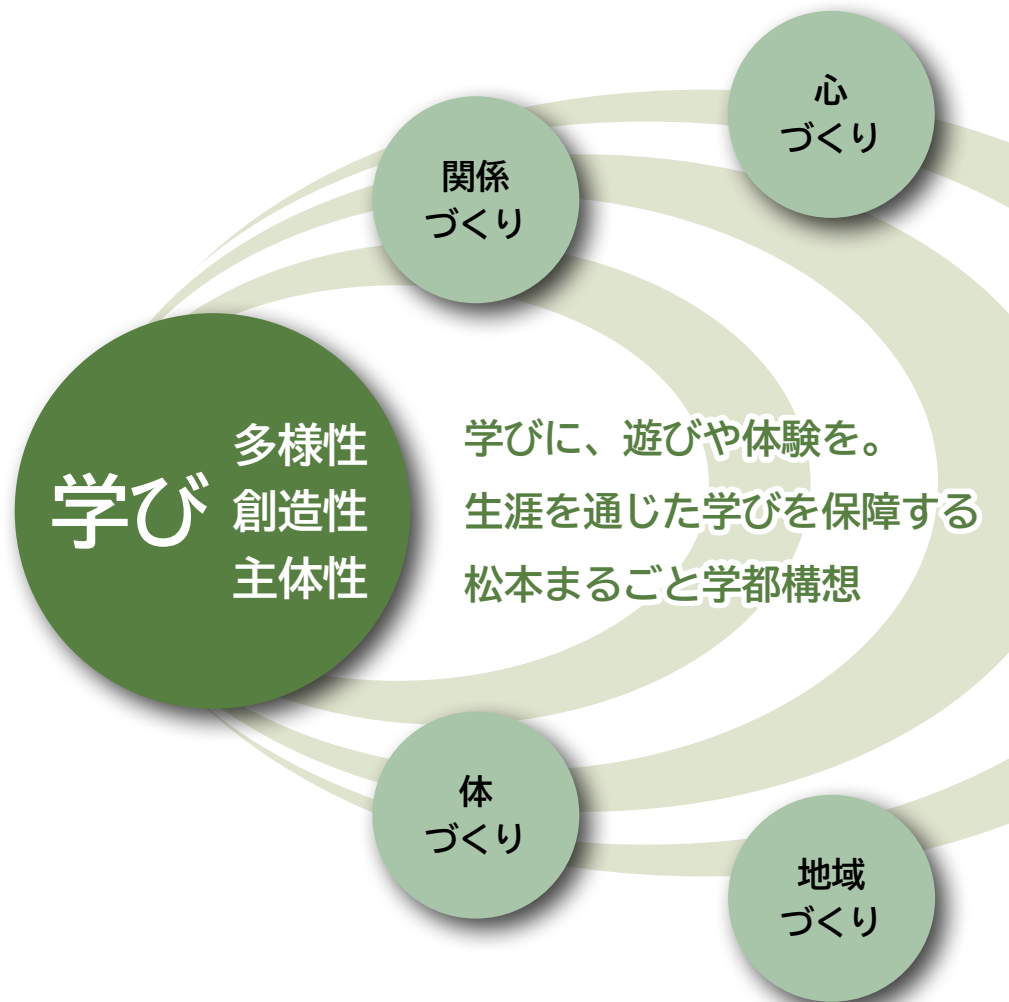
学びに、遊びや体験を。
生涯を通じた学びを保障する松本まるごと学都構想

【コラム】 松本まるごと学都構想

平成12年策定の「松本まるごと博物館構想」では、市域の自然環境や文化・産業等の遺産など、すべてのものが地域学習の教材であるという理念を掲げました。

この理念を広げ、誰もが、いつでも、どこでも、学ぶことができるという思いを込めて「松本まるごと学都構想」としました。

7 第3次計画の体系図



※1 「遊びや体験」によるさまざまな経験の積み重ねが、学びに対する意欲を喚起し、多様性・創造性・主体性を育む資質や能力の育成につながる大切な視点

※2 学童期から青年期までの学校教育の他、学校外での多様な学びを含めるため、「学校教育」ではなく「教育」としました。

【分野】	【方針】
遊びや体験 ※1	
① 子育て	1 子育て支援の充実 2 乳幼児期の遊びと学びの充実 3 子どもの居場所づくりの推進
② 教育 ※2	1 学童期の遊びと学びの充実 2 青年期の遊びと学びの充実 3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 4 多様な遊びと学びの機会の保障 5 子ども関係施設等の整備・充実
③ 人権共生	1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 2 互いを認め合い学び合う教育の推進 3 特別支援教育の充実
④ 社会教育	1 社会教育活動の充実 2 リカレント教育の充実 3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4 平和祈念事業の推進 5 社会教育関係施設等の整備・充実
⑤ 自然	1 環境教育活動の推進
⑥ 食	1 学校給食の充実 2 食育の推進
⑦ スポーツ	1 市民皆スポーツの推進 2 スポーツの魅力の発信 3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 4 スポーツ施設等の環境整備
⑧ 地域	1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 3 地域づくりの推進
⑨ 文化芸術・歴史	1 文化芸術・歴史の魅力の発信 2 文化遺産の保存と活用 3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

分野1 子育て

1 子育て支援の充実

- ・地域で子どもを見守り育てる意識の醸成
- ・保護者の妊娠・出産期からの悩み相談体制の整備
- ・保護者の学びや交流の機会の創出
- ・子どもが多様な価値観に触れる機会の創出
- ・発達障がいと診断された子ども等と保護者に対する支援
- ・いじめ、不登校、ひきこもりに対するきめ細かな支援の充実

2 乳児期の遊びと学びの充実

- ・保育・幼児教育の質の向上
- ・多様なニーズに応じた保育サービスの提供
- ・幼児期の教育と小学校教育の接続の強化
- ・個性や能力を伸ばす遊びや体験の機会の創出
- ・非認知的能力を育むための多様な機会の提供

3 子どもの居場所づくりの推進

- ・子どもが気軽に相談できる窓口の充実
- ・地域で子どもを見守り育てる意識の醸成
- ・子どもが安心して活動できる居場所づくりの推進
- ・成育環境にかかわらず、すべての子どもに学びや遊び・体験の機会を保障する仕組みづくりの推進
- ・いじめ、不登校、ひきこもりに対するきめ細かな支援の充実
- ・子どもの権利侵害に対する支援と協力体制の充実
- ・身近な場所で食事の提供や学習支援が受けられる居場所づくりや支援人材の育成

分野2 教育

※学童期・青年期の学校教育を中心とした多様な学び

1 学童期の遊びと学びの充実

- ・個に応じた学びを深める機会の提供／・主体的・対話的で深い学びの実現
- ・成育環境にかかわらず、全ての子どもに教育を保障する仕組みづくりの推進
- ・非認知的能力を育むための多様な機会の提供／・学校における働き方改革の推進
- ・子どもの学びの伴走者としての教職員研修の充実
- ・ICTの効果的活用に向けた教職員研修の充実
- ・「地域とともにある学校づくり」の推進
- ・地域資源を活用した「魅力ある学校づくり」の推進
- ・幼児期の教育と小学校教育の接続の強化／・子どもの運動機会の確保の充実
- ・SDGsに関する理解と実践の機会の創出／・子どもたちの災害対処力の向上

2 青年期の遊びと学びの充実

- ・高校生や大学生等が多様な交流ができる場の創出
- ・若者が地域や社会とつながる機会の創出
- ・学校卒業後のキャリアに対する多様な価値観の醸成
- ・中高生等が幼児や児童の活動に伴走者として関わる交流・仲間づくりの場の機会の創出
- ・義務教育終了後の学び直しの仕組みづくりの検討
- ・SDGsに関する理解と実践の機会の創出
- ・金融経済教育に関する必要に応じた学習機会の提供

3 教職員研修の充実と働き方改革の推進

- ・研修の方法や内容を工夫した教職員研修の充実
- ・課外活動への外部人材の活用、事務作業の効率化や支援員の配置等による学校における働き方改革の推進
- ・教職員の人間性や創造性を向上させる取組みの推進
- ・「地域とともにある学校づくり」の推進

4 多様な遊びと学びの機会の保障

- ・個別最適な学びや協働的な学びを実現する学習環境の整備
- ・不登校児童生徒への学びを提供する民間事業者と連携した居場所づくり
- ・特別な支援が必要な児童生徒と保護者に対する切れ目のない支援の充実
- ・特別支援教育に関する教職員研修の充実
- ・特別な支援が必要な児童生徒に対する教育相談の充実
- ・専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等）による特別支援教育の支援の充実
- ・医療的ケア児に対する支援体制の整備
- ・全ての世代の多様なニーズに応える学習機会の創出
- ・全ての世代がデジタル化の恩恵を享受できる取組みの推進

5 子ども関係施設等の整備・充実

- ・子どもが安全・安心に過ごせる施設の計画的整備
- ・学校施設の防災機能の強化
- ・少子化や特別支援学級の増加等に対応した学校施設整備の検討
- ・人にやさしい交通環境の整備
- ・教育文化センターの再整備
- ・放課後児童クラブ等の学校施設の併設化
- ・校舎や遊具などの学校施設の点検強化を通じた学校安全の確保

分野3 人権共生

1 子どもの権利保障と環境づくりの推進

- ・生育環境にかかわらず、全ての子どもの教育を受ける機会を保障する仕組みづくりの推進
- ・子どもの権利に関する学習の充実と普及・啓発
- ・地域で子どもの育ちと学びを支える意識の醸成
- ・子どもの権利に関する支援・協力体制の充実
- ・貧困、いじめ、不登校、ひきこもりに対するきめ細かな支援の充実
- ・外国由来の児童生徒に対する教育機会の確保と学校卒業後を見据えた体系的な指導・支援の充実
- ・NPOや民間事業者と連携した不登校の児童生徒の学校以外の居場所づくりの推進

2 互いを認め合い学び合う教育の推進

- ・全ての人が違いを認め合い、多様な個性と人権を尊重する意識の醸成
- ・性別役割分担意識の解消に関する広報・啓発
- ・性の多様性や性的マイノリティ等に関する理解促進のための啓発や情報発信
- ・地域住民の多文化共生意識の醸成
- ・日本語を母語としない人に対する日本語教育・学習の支援の充実
- ・全ての世代におけるメディアリテラシー教育の推進

3 特別支援教育の充実

- ・特別な支援を必要とする子ども等と保護者に対する切れ目のない支援の充実
- ・特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等を対象とした教職員の専門性の向上
- ・管理職や通常学級の教員を対象とした特別支援教育に関する研修の充実
- ・医療・療育・福祉の関係機関や民間団体との連携・協働による教育相談体制の充実
- ・専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等）による特別支援教育の支援の充実
- ・医療的ケアの観点から看護師等の専門家が継続的・安定的な支援を行う体制の整備

分野4 社会教育

1 社会教育活動の充実

- ・誰もが学びの支援や情報を得ることができ、学びの成果を子どもや社会に還元できる取り組みの推進
- ・幅広い世代が集い、情報が行き交い交流できる生涯学習活動拠点の確立
- ・学びを活動や発表の機会につなげ、人との交流からさらなる学びをより広げていく支援
- ・全ての人がデジタル化の恩恵を享受でき、誰でも、いつでも、どこからでも自由に学ぶことができる環境の整備

2 リカレント教育の充実

- ・いつでも学び直しができ、希望する人が学びやすい環境の整備
- ・実践的な人材育成を目的とした社会人の学び直しの環境の整備
- ・女性のキャリアアップや再就職を目的とした学び直しの機会の拡大
- ・定年退職後の再就職や非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直しの情報発信や相談体制の充実

3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実

- ・ニーズを踏まえた積極的な情報発信や、市民が主役の図書館サービスの充実
- ・新しいつながりや交流を持つことのできるコミュニティの拠点としての図書館機能の強化
- ・公民館、博物館等の施設、市内外の各種図書館、図書室、研究機関や企業とのネットワーク網の拡充
- ・ICTの活用により来館しなくても情報にアクセスできる環境の整備
- ・松本らしい生涯学習施設、市民の情報・交流拠点としての中央図書館のあり方の検討

4 平和祈念事業の推進

- ・主権者教育等を通じた社会の創り手の育成
- ・全ての世代が戦争の悲惨さや平和の大切さを学び、ともに語り合うことができる機会の創出
- ・他者への思いやりや命の尊さを尊重する啓発活動の推進
- ・人権を尊重する行動が平和につながることを学ぶ取り組みの推進

5 社会教育関係施設等の整備・充実

- ・人口推計や利用需要を見極めた社会教育関係施設等の計画的な整備
- ・地域の学習・交流・防災拠点としての生涯学習施設のあり方の再検討
- ・ICT機器や情報ネットワークなどの施設設備の整備・充実
- ・ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備・改修
- ・幅広い世代の利用を促す町内公民館の運営の支援

分野5 自然

1 環境教育活動の推進

- ・ESD の理念に基づく全ての世代を対象とした環境教育活動の推進
- ・幼少期から自然に親しむ機会を増やし、小さな行動が地球環境を守ることに繋がるという視点を踏まえた環境教育の充実
- ・地域の身近な問題から地球規模の問題までを主体的に学び、地球環境を守るための行動につなげていく取組みの充実

分野6 食

1 学校給食の充実

- ・衛生管理の徹底と食品の安全性の担保を目的とした栄養バランスのとれた安全・安心な給食の提供
- ・地域・次世代に食文化を受け継ぐため、伝統文化を大切にしたいメニューの取入れ
- ・異文化交流等の機会を活用し、食を通じた相互理解を深める取組みの推進
- ・学校・家庭・地域の連携による子どもたちの給食と健やかな成長を支えていく体制づくりの推進
- ・老朽化や災害時の給食提供体制のリスク分散を踏まえた学校給食センターの在り方の研究

2 食育の推進

- ・全ての世代を通じた食育の推進
- ・生活習慣病の予防や改善に結びつける取組みの推進
- ・地域や食品ロス等の環境問題への関心を高め、食に対する感謝の気持ちを育む取組みの推進
- ・地域の伝統食の継承や多文化共生の意識の醸成
- ・食の知識と食を選択する力の習得を目的とした学校での食育の推進
- ・仲間や地域の人と一緒に食べる機会（共食）や、家族団らんの食事の機会を増やす取組みの推進

分野7 スポーツ

1 市民皆スポーツの推進

- ・スポーツを「する」「みる」「支える」ことができる環境の整備
- ・誰もが生涯にわたりスポーツに親しむ機会の創出
- ・心と体の健康や体力の増進、人や地域との交流の促進
- ・市民がそれぞれの立場でスポーツに関わることができるきっかけづくりの推進
- ・子どもたちの運動機会の確保と充実
- ・生涯にわたってスポーツを継続できる取組みの推進
- ・年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰でも親しめるスポーツ活動の推進

2 スポーツの魅力の発信

- ・スポーツを「する」「みる」「支える」ことができる環境の整備
- ・スポーツ活動を行う動機付けとなるような効果的な情報発信
- ・プロスポーツに対する継続的・多角的な支援を通じた交流人口の拡大と地域活性化の推進
- ・楽しみや達成感を味わうことができるスポーツの魅力の発信
- ・イベントや大会をボランティアで支える団体等の組織化・NPO法人化に対する支援
- ・多くの市民が楽しみながら、スポーツに関わり、親しむ機会の創出

3 スポーツ団体・リーダー育成の推進

- ・スポーツ科学の知見を踏まえた指導者の育成、指導力の向上
- ・競技スポーツ人口の拡大と技術力の向上
- ・各種スポーツ競技の支援体制の在り方の検討
- ・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブなどに対する支援やスポーツリーダー育成に対する支援の充実
- ・休日の部活動の地域移行に関する仕組みづくりの推進

4 スポーツ施設等の環境整備

- ・身近にスポーツを楽しみ、競技力向上につながるためのスポーツ施設の整備
- ・将来を見据えた施設整備や複合・集約化等の推進
- ・活動中の事故を防ぐための機器等の整備や適切な管理
- ・障がいの有無にかかわらず、スポーツに親しめる施設の整備

分野8 地域

1 放課後の子どもの居場所づくりの推進

- ・家庭や学校外で自由に遊び、多様な人と交流ができる第3の居場所づくりの推進
- ・児童館・児童センター等の放課後の居場所の環境整備や遊び・体験・交流の機会の創出
- ・地域の子どもを地域で支える仕組みづくりの推進
- ・中学生や高校生、若者が多様な人や社会とつながり合い、幅広い交流ができる場や機会の創出

2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ・地域で子どもを見守り育てる意識の醸成
- ・「地域とともにある学校づくり」の推進
- ・地域資源を活用した「魅力ある学校づくり」の推進
- ・外部人材の活用による学校における働き方改革の推進
- ・学校の学習に地域固有の人材・文化・資源を生かす取組みの推進
- ・家庭の教育力向上のための地域サポート人材の育成、相談、学習機会の提供などの仕組みづくりの推進

3 地域づくりの推進

- ・地域の創り手の育成や多様性を認める地域づくりの推進
- ・地域における課題解決の学びを実践する公民館活動の充実
- ・町内公民館を活用したコミュニティの絆づくりに向けた支援の強化
- ・子どもの権利に関する学習の充実と普及・啓発
- ・地域で子どもの育ちと学びを支える意識の醸成
- ・子どもの権利に関する支援・協力体制の充実
- ・地域に対する誇りや愛着を高め、地域づくりに関わる活動につながる学びの実践
- ・消費者教育による消費者の自立支援や被害の未然防止
- ・地域ぐるみの防犯意識の醸成
- ・地域の防災活動の重要性の周知と地域の防災力の向上

分野9 文化芸術・歴史

1 文化芸術・歴史の魅力の発信

- ・文化芸術や歴史的な文化財に親しむ機会の創出とより深く学び、体験できる仕組みづくりの推進
- ・表現・学習・交流・鑑賞の場の創出
- ・生きがいやまちの活気づくりの基盤としての文化芸術・歴史の魅力の発信
- ・松本城の歴史的・文化的価値の発信
- ・多言語解説の充実と施設・展示のユニバーサルデザイン化等による施設整備の推進
- ・伝統的な文化芸術の継承と発展
- ・独創的で創造性豊かな文化交流をうながす環境づくり
- ・歴史遺産の魅力や人をつなぎ、学び合い、高め合える情報発信
- ・松本城の世界遺産登録を目指した調査研究と活動の普及啓発の推進
- ・文化財への理解や愛着を深め、主体的に文化財保護活動に参加する機運の醸成
- ・学校教育分野と連携した調査研究、情報発信による国宝旧開智学校校舎に関連する教育関係資産の活用

2 文化遺産の保存と活用

- ・文化財の観光や地域の歴史学習等への活用による新たな価値の創出
- ・文化財への理解や愛着を深め、主体的に文化財保護活動に参加する機運の醸成
- ・松本城の学びの場や憩いの場としての活用と、歴史的・文化的価値の向上
- ・松本城の世界遺産登録を目指した調査研究と活動の普及啓発の推進
- ・歴史資料や発掘調査等の研究成果を市民の学びにつなげる効果的な公開方法の検討
- ・耐震補強工事や防火設備の更新等の計画的な推進

3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

- ・幅広い文化芸術・歴史に触れられる機会の創出
- ・多様な鑑賞ニーズに応じたアプローチの検討
- ・子どもが文化芸術・歴史に楽しく触れ合う機会の創出
- ・子どもの意欲を引き出す職員の資質・能力の向上
- ・活動の展示・発表や、表現・交流の場や機会の創出
- ・ニーズにあった学習プログラムの提供
- ・地域に開かれた親しみやすい交流の場や触れ合いの機会の充実
- ・基幹博物館と分館の計画的な施設整備と各館が連携した「松本まるごと博物館構想」の充実

学びに、遊びや体験を。
生涯を通じた学びを保障する松本まるごと学都構想

第3次松本市教育振興基本計画（概要版）

令和4年6月策定

発行	松本市・松本市教育委員会
編集	松本市教育委員会教育政策課 松本市大手3丁目8番13号 TEL 0263-33-3980
印刷	川越印刷株式会社 松本市城西1丁目5番21号 TEL 0263-32-0131

